

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和4年10月21日

公益社団法人日本武術太極拳連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考URL：<https://www.jwtf.or.jp/about/>

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|--|---|----------------------|
| 1 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 現在は次年度事業計画を策定し、その中で中長期基本計画も策定している。事業計画及び収支予算書は、理事会の承認を経て加盟団体への周知し、本連盟機関誌やホームページに掲載して公表している。 | 次年度事業計画書 次年度収支予算書 |
| 2 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | 人材の採用及び育成に関する計画については、各専門委員会及び連盟関係者などから多角的な意見を聴取し、理事会の承認を経て決定している。 | 次年度事業計画書 |
| 3 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | 毎年度、理事会にて承認を経て、事業計画及び収支予算書をホームページに掲載して公表している。 | 次年度事業計画書 次年度収支予算書 |
| 4 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 現在の理事の構成は理事数23名のうち、学経理事が12名（52%）、女性理事が7名（30%）である。外部理事（25%以上）及び女性理事（40%以上）の目標割合を設定し2年ごとに改選を行う。また、ブロック理事11名については各ブロックからの推薦理事であり、加盟団体の意思を尊重している。 | 定款、役員名簿 |
| 5 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 現在、正会員として都道府県連盟代表者47名及びその他加盟団体代表者2名の計49名にて、毎年度6月及び必要に応じて1月に評議員会に相当する社員総会を実施している。各加盟団体の代表者については各団体の意向を尊重しているため、多様性の確保について啓発活動などを通して理解を深めていただく。 | 定款 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|---|--|------------------------|
| 6 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | 選手強化委員会内にアスリート委員会を設置している。 | 専門委員会名簿 |
| 7 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | 現在の理事の定数は20名以上30名以内（全国8地域ブロックから12名以内。学識経験者から18名以内）、監事2名以内であり適正な規模と判断している。 | 定款、役員候補選考委員会規程、役員名簿 |
| 8 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | 役員定年制に関して以下のように定めている。 1. 役員（理事及び監事）の定年を満75歳とする。 2. 各専門委員会の定年をそれぞれ以下のように定める。 （1）事業運営専門委員会の委員の定年を満75歳とする。 （2）競技力向上専門委員会の委員の定年を満70歳とする。 3. 太極拳指導委員会講師（常任講師、講師、ブロック講師）の定年を満75歳とする。 4. 選手強化コーチの定年を満65歳とする。 定年年齢は原則として上限を示すものであり、現にその職にある者がその年齢まで当然に留任するものではない。 | 役員規程 各種専門委員会委員等定年規程 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|---|---|-------------------------------------|
| 9 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること | 役員等の新陳代謝を図るため、緩和措置も含め再任回数の上限について検討する。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 | |
| 10 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | 諮問委員会として役員候補選考委員会を設置している。 | 定款、役員候補選考委員会規程 |
| 11 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | 役職員及びその他構成員に対して、法令順守するための各種規程を整備している。 | 倫理規程等 |
| 12 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 定款をはじめとして、法人の運営に関する各種規程を整備している。 | 定款、専門委員会規程、加盟団体規程等 |
| 13 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | 法人の業務に関する各種規程を整備している。 | 事務局規程、会計処理規定、個人情報管理規程 |
| 14 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | 役職員の報酬等に関する各種規程を整備している。 | 役員報酬規程、就業規則、給与規程、退職金規程、再雇用規程、旅費規程など |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|-----------------------------|--|---|-------------------------|
| 15 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | 定款において資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。 | 定款、財産管理規程、会計処理規定 |
| 16 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 財政的基盤を整えるため、各種規程を整備している。 | 財産管理規程、会計処理規定 |
| 17 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | 選手選考は国際大会の開催時期に応じて、選考会や選考対象の大会にて、選手強化委員会及び審判委員会が大会の成績や訓練状況など総合的な評価により選考し、日本代表選手団選定委員会による承認を経て行っている。また、選手の権利保護に関しては強化指定選手規程に定めている。 | 大会要綱、強化指定選手規程など |
| 18 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | 公認審判員に関しては新公認審判員制度として、認定及び資格登録等が定められ、資格に応じた職能等を整備している。 | 新公認審判員制度、全国審判員研修会 実施要綱 |
| 19 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること | 弁護士及び税理士と顧問契約を行い、必要に応じて各種専門的なサポートを受けられる体制を確保している。 | 法律事務所との顧問契約、税理士法人との顧問契約 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------|---|---|-------------------------|
| 20 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること | コンプライアンスに関しては、倫理委員会を設置している。 | 倫理委員会規程、倫理規程 |
| 21 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | 倫理委員会に学識経験者を配置し、中立性及び専門性を有する者として、顧問弁護士を配置している。 | 倫理委員会規程、相談窓口規程 |
| 22 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 役員については理事会開催時を基本に教育を実施している。また、各都道府県連盟に対して、情報の周知を行っている。 | 倫理規定、内閣府資料など |
| 23 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | 代表選手及び強化コーチには、代表合宿や強化合宿時などの機会に教育を実施し、必要に応じて外部有識者を招いて講習を行っている。 | 行動規範、強化合宿資料など |
| 24 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 審判員に対しては、審判研修会や大会開催時の研修においてコンプライアンス教育を実施していく。 | 倫理規定 |
| 25 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | 弁護士及び税理士と顧問契約を行い、必要に応じて各種専門的なサポートを受けられる体制を確保している。 | 法律事務所との顧問契約、税理士法人との顧問契約 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------|---|---|--|
| 26 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | 財務・経理の処理に関する規程を制定し、公正な会計原則を遵守している。また、監事2名を配置し、業務運営全般に係る監査を実施している。 | 定款、財産管理規程、会計処理規定 |
| 27 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | 国や助成元におけるガイドラインに従って適切に処理し、必要に応じて国や助成元における監査を受けている。また、倫理規程において補助金、助成金等の経理処理に関して厳正な処理を行うよう定めている。 | 倫理規程、会計処理規程 |
| 28 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 法令上定められている定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿等を事業所に常備し、情報公開規定に従って事務所に据え置き、並びにホームページで開示している。 | 定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、情報公開規定 |
| 29 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | 選考対象の大会要綱をホームページに公開している。 | 大会要綱 |
| 30 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | 「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）遵守状況に関する自己説明及び公表内容」を作成し、ホームページで開示している。 | 本資料 |
| 31 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | 利益相反について倫理規程の遵守事項において啓発している。 | 倫理規程 |
| 32 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | 利益相反ポリシーに関する規程の制定について検討を開始する。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---|---|--|---------------------|
| 33 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | 相談窓口規程により、事務局のほか、顧問弁護士による相談窓口を設置し、客観的な判断が下せる体制を構築している。 | 倫理規程、倫理委員会規程、相談窓口規程 |
| 34 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | 顧問弁護士による相談窓口を設置している。 | 倫理規程、倫理委員会規程、相談窓口規程 |
| 35 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること | 懲罰制度については倫理規程に定め、ホームページに開示して周知している。 | 倫理規程、倫理委員会規程、相談窓口規程 |
| 36 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | 倫理委員会に学識経験者を配置し、中立性及び専門性を有する者として、顧問弁護士を配置している。 | 倫理規程、倫理委員会規程、相談窓口規程 |
| 37 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めることを検討する。 | 倫理規程 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---|--|---|---------------------|
| 38 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | 処分に対し不服を申し立てたい場合は、日本スポーツ仲裁機構の利用が可能である旨を通知書面への記載をする。 | |
| 39 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | 有事のために危機管理マニュアルの策定を検討し、体制の構築についても検討を行う。 | |
| 40 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 調査体制としては倫理委員会が組織され、案件に応じて各専門委員と連携して調査する体制を構築している。 | 倫理規程、倫理委員会規程、相談窓口規程 |
| 41 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 倫理委員会に学識経験者を配置し、中立性及び専門性を有する者として、顧問弁護士を配置している。 | 倫理規程、倫理委員会規程、相談窓口規程 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--|--|---|----------------------|
| 42 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | 権限関係については、定款及び加盟団体規程等において規程している。地方組織に対しては総会時及び相談事項がある際には指導、助言及び適切な支援を行っている。 | 定款、地域ブロック運営規程、加盟団体規程 |
| 43 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | 総会や都道府県連盟代表者会議などの機会を活用して情報共有を行い、地方組織等のガバナンス確保およびコンプライアンス強化への助言及び支援を実施する。 | |